

# 琉球大学学術リポジトリ

## 復帰準備（対内）（政府調査団派遣等）－防衛庁－ （4）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 防衛庁, 自衛官, 沖縄現地研修, 野呂防衛政務次官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43394">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43394</a>

法制局グリーンディング（防犯庁が防犯施設予備係）

秘密表示（朱印）  
秘  
無期限

部数指示	預信用	執務用	備考
主 信	1	1	2
付 属	20分		

発送日 昭和45年10月20日  
処理日  
発信 宛 タイプ 校査

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公信番号 米11 第 82 号	公信日付 昭和45年10月20日	起案 昭和45年10月19日
大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	起案者 電話番号 Ture 446
協議先		
受信者 在沖繩 高瀬 大 夫	発信者 官 房 外 務 次 官 福 崎 心 現	
写送付先	(希望発送日)	
件 名 沖縄復帰に伴う立法措置に関する準備 状況聴取 (防衛庁及び防衛施設庁関係)		

GA-2 外務省 20 10 回覧番号

米11才82号  
昭和45年10月20日

沖縄復帰準備委員会  
日本政府代表 殿

外 務 大 臣

(件名) 沖縄復帰に伴う立法措置に関する準備  
状況聴取 (防衛庁及び防衛施設庁関係)

引用公・電信  
日付・番号

10月12日 内閣法制局からこの件に関する  
防衛庁及び防衛施設庁関係 標記準備  
状況聴取の記録等1部 査方参考  
等心 別添送付了。

(※印は文書課記入)

※ 付属添付  付属空便 (行)  付属空便 (DP)  付属船便 (貨)  付属船便 (郵)

GA-2-1 外務省

秘  
無期限

総務部  
参事官  
アメリカ局長  
参事官  
法規課長  
安全保護課長  
北米才一課長  
10/21  
10/21  
10/21

内閣法制局に於ける「リ-ファイナ」  
(防衛省及び防衛施設庁関係)

45. 10. 12.  
米北一

10月12日午後1:30-3:30、内閣法制局に  
於いて、沖縄返還に關する防衛省及び防衛  
施設庁の管立法案等説明が行われ、  
防衛省管立法制調査員、防衛施設庁長官  
及び課長以下が説明に當つたところ、その  
際、説明概り等下記のとおり、内容を  
和。(各分米以一倍係倍後)

記

GA-5

2436 外務省

2

1. 防衛省側より、別紙①「沖縄防衛の  
準備措置について(昭和46年度業務計画  
の進捗)」を讀み上げた後、別紙②  
「沖縄の本土復帰に伴う防衛省の管立法令  
改正等一覧」を配布説明した。

2. 次に防衛施設庁側より、別紙③  
(題名別紙②と同じ)を同施設庁関係

として説明。その付屬資料として別紙④  
「沖縄防衛施設準備事務所(仮称)設置

要綱(案)」及び別紙⑤「沖縄に駐留する  
アメリカ合衆国軍隊の用に供する土地等

一時使用要綱(案)」を配布した。

(注. 上記1.及び2.は形式上の可決の説明  
のみを終了した。)

GA-6

外務省

沖縄返還

問題あり





沖縄防衛の準備措置について  
(昭和46年度業務計画の追補)

45. 10. 7  
防 衛 庁

1 編成・定員

- (1) 陸上自衛隊の西部方面隊に警備隊等を編成するとともに、これに伴い陸上自衛官1,000人を増員する。
- (2) 海上自衛隊の基地隊及び航空隊等の準備要員として必要な海上自衛官240人を増員する。
- (3) 航空自衛隊の航空混成団等の準備要員として必要な航空自衛官1,132人を増員する。

2 装備

- (1) 海上自衛隊  
新たに揚陸艦(1,450トン型)1隻の建造に着手する。
- (2) 航空自衛隊  
新たに救難捜索機(MU-2)2機及び救難ヘリコプター(V-107)2機を調達する。

3 施設

部隊の展開に必要な隊庁舎、航空施設、公務員宿舎等の施設の整備を図る。

(参考)

返還当初沖縄に配備すべき防衛力の規模

- |   |       |            |                                  |
|---|-------|------------|----------------------------------|
| 1 | 陸上自衛隊 | 警備隊        | 普通科中隊×2<br>施設科中隊×1等              |
|   |       | 航空隊        | HU-1×2<br>V-107×2<br>LR-1×1      |
|   |       | 地方連絡部      | 人員計約1,100人                       |
| 2 | 海上自衛隊 | 基地隊        | MSC×2、LCM×3                      |
|   |       | 航空隊        | P-2J×6<br>人員計約700人               |
| 3 | 航空自衛隊 | 航空混成団      |                                  |
|   |       | 航空隊        | F-104J×25<br>F-104DJ×3<br>T-33×6 |
|   |       | レーダーサイト連絡員 | 人員計約1,400人                       |

沖縄の本土復帰に伴う防衛庁所管法令改正等一覧

(防衛省)

関係法令名	改正等の内容	施行(適用)時期	理由その他
防衛庁設置法 (昭和29年法律第164号)	1 自衛官を増員すること。 2 防衛施設庁の地方支部局を 設置すること。	復帰日前 (昭和46年度中) 復帰日と同時	
自衛隊法 (昭和29年法律第165号)	1 部隊を配置すること。	同 上	
自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号)	1 陸上自衛隊及び海上自衛隊 の警備区域を変更すること。	同 上	
	2 部隊を配置すること。	同 上	
	3 自衛隊地方連絡部を設置す ること。	同 上	
防衛庁職員給与法 (昭和27年法律第266号)	改正あり		
日米相互防衛援助協定等に伴う			
秘密保護法 (昭和29年法律第166号)			

② 復帰後の警備区域の移行

(防衛施設法)

沖縄の本土復帰に伴う防衛庁所管法令改正等一覧

関係法令名	改正等の内容	旅行(適用)時期	理由その他
<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和27年法律第140号)</p>	<p>改正等の要なし</p>	<p>復帰日と同時</p>	<p>暫定措置については、別途の法律によることとする。 (土地等の一部は同法の施行期)</p>
<p>日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律(昭和27年法律第174号)</p>	<p>改正等の要なし</p>	<p>復帰日と同時</p>	<p>国は、復帰日以後において、沖縄の米軍及び諸機関に勤務する日本人従業員を、本土と同様の形態で雇用する予定であるからである。</p>

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和27年法律第243号）

改正等の要なし

復帰日と同時

復帰前に、復帰日以後の漁船の操業制限等について、農林大臣の意見をきくことは法律上可能であると考えらるからである。

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和28年法律第246号）

改正等の要なし

復帰日と同時

復帰前の米軍の適法行為による損失については、現在のところ、この法律の対象とする考えは、ないからである。

駐留軍関係離職者等臨時措置法  
(昭和33年法律第158号)

(1) 施政権の復帰前に、軍関係離職者等臨時措置法(1969年琉球政府立法第147号)第17条の規定の離職を余儀なくされた者で、当該離職を余儀なくされた後同法第19条第2項に規定する引き続き在職者となり、引き続き施政権復帰後も駐留軍関係離職者等臨時措置法第2条第1号に掲げる者に該当する労働者となつたものについては、同法第15条の離職を余儀なくされた者とみなして同法第15条又は第17条の規定を適用すること。

復帰日と同時

(2) 施政権の復帰後駐留軍関係離職者等臨時措置法第15条の規定による特別給付金の支給にあつては、施政権復帰前にアメリカ合衆国の軍隊又は米政府代行機関に雇用されていた期間を通算するため、同法第2条及び第15条第2項第1号の規定について所要の改正を行なう必要がある。

駐留軍関係離職者等臨時措置法と軍関係離職者等臨時措置法との間の経過規定を設ける必要があるからである。

特殊有事損害の賠償の請求に  
関する特別措置法（昭和36年  
法律第199号）

改正等の要なし

復帰日と同時

地位協定は、復帰以後沖縄に適用されるか  
らである。

連合軍占領軍等の行為等によ  
る被害者等に対する給付金の支  
給に関する法律（昭和36年法  
律第215号）

（基本方針について検討中）  
（昭和36年法律第215号）  
（米軍占領期間中の被害者に対する給付金）  
（現行法律の適用範囲）

復帰日と同時

沖縄本島の全域にわたって米軍基地が散在  
していること、市町村の財政基盤が脆弱であ  
ること等の特殊事情にかんがみ、沖縄県を加  
える必要があるからである。  
*（沖縄県を加える）*

防衛施設周辺の整備等に関す  
る法律（昭和41年法律第135  
号）

復帰後、沖縄が県になることを前提として、法第  
4条の規定による補助の対象者として沖縄県を加  
えることとする。  
*（現行市町村）*

復帰日前

別紙1のとおり

沖縄防衛施設準備事務所設置  
法（仮称）案（昭和 年法律  
第 号）

別紙1のとおり

（軍行法233）  
設置法の改正233

<p>沖縄に駐留するアメリカ合衆国軍隊の用に供する土地等の一 時使用に関する法律（仮称）案 （昭和 年法律第 号）</p>	<p>別紙2のとおり <i>別紙2のとおり</i></p>	<p>復帰日と同時</p>	<p>別紙2のとおり</p>
---	-----------------------------------	---------------	----------------

法律令名	改正等の内容	旅行(適用)時期	理由その他
特別調査資金設置令(昭和26年政令第205号)	改正等の要なし 当初75億(国庫金54億) 改定3億54万	復帰日と同時	国は、復帰日以後において、沖縄の米軍及び諸機関に勤務する日本人従業員を本土と同様の形態で雇用する予定であるからである。
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律(昭和27年法律第110号)	改正等の要なし	復帰日と同時	地位協定は、復帰以後沖縄に適用されるからである。
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別措置法(昭和27年法律第121号)	改正等の要なし	復帰日と同時	地位協定は、復帰日以後沖縄に適用されるからである。

沖繩防衛施設事務所（仮称）設置要綱（案）

一 沖繩の復帰と同時に、米軍に対する施設及び区域の提供、沖繩の米軍及び諸機関に勤務する日本人従業員の間接雇用、自衛隊の施設の取得等を円滑に行ない、もつて沖繩に対する地位協定の適用を容易にすることに寄与するため、単行法により、昭和四十六年度当初に、防衛施設庁の機関として、沖繩に、沖繩防衛施設準備事務所（仮称）（以下「準備事務所」という。）を設置することとする。

二 準備事務所は、沖繩において、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (一) 沖繩における施設及び区域の提供準備事務
- (二) 民公有土地所有者等との使用権取得交渉事務
- (三) 沖繩における米軍及び諸機関に勤務する日本人従業員の間接雇用準備事務

四 自衛隊施設の取得準備事務

五 その他沖繩の復帰後防衛施設庁が沖繩において処理することとなる事務のため必要な準備事務

三 準備事務所は、所長を置く。

(一) 所長は、防衛施設庁長官の指揮監督を受け、所務を掌理する。

(二) 準備事務所に置かれる職員には、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定を準用して俸給等を支給するものとする。

(三) 準備事務所の内部組織は、総理府令で定めることとする。組織及び定員については別表参照。

(四) 準備事務所は、沖繩の復帰までの間の暫定的なものとする。

(五) 沖繩の復帰後は、防衛施設庁の地方支分部局（沖繩防衛施設局（仮称））に移行することとする。

(土地等の供用等に関する特別法) 沖繩に駐留するアメリカ合衆国軍隊の用に供する土地

沖繩に駐留するアメリカ合衆国軍隊の用に供する土地  
等の一時使用要綱(案)

一 日米安保条約に基づき沖繩に駐留するアメリカ合衆国軍隊(以下「沖繩駐留米軍」という。)の用に供する土地等について、沖繩の復帰と同時に一時使用権を確保するため、沖繩の復帰に伴う暫定措置法(仮称)又は単行法により、二から八までの内容の暫定措置を講ずることとする。

二 第一項の一時使用権を確保する対象は、沖繩の復帰の際に、在沖繩米軍が現に使用する土地等(特別措置法第二条に規定する土地等という。)で、沖繩の復帰の日以後もなお引き続いて在沖繩駐留米軍の用に供する必要があるもののうち、  
(一) その所有者(土地収用法第五条に規定する権利にあつては権利者。以下同じ)及び関係人との間に使用についての合意が成立しないもの

(二) 所有者又は関係人が不明であるものとする。

三 第一項の一時使用権は、沖繩防衛施設局長が、土地等の所在、種類、数量並びに使用の方法及び期間を、沖繩の復帰の日、

(一) 使用についての合意が成立しない土地等にあつてはその所有者又は関係人に通知して、

(二) 所有者又は関係人が不明である土地等にあつては公示して、取得することとする。

四 第一項の一時使用権の期間は、使用についての合意が成立しない土地等にあつては、年を、所有者又は関係人が不明である土地等にあつては、年をこえないこととする。

五 沖繩防衛施設局長は、第三項によつて土地等の一時使用をする場合において、土地等の所有者又は関係人の請求があるときは、自己の見積もつた損失補償額を、次項による損失補償の金額の内

払として、払い渡さなければならぬこととする。

六 沖繩防衛施設局長は、第三項により土地等を一時使用したときは、当該一時使用によつてその所有者及び関係人が通常受ける損失（使用料相当額、残地の価格減、離作料、営業上の損失その他通常受ける損失）を、使用の時期の価格によつて、かつ、沖繩防衛施設局長と土地等の所有者及び関係人とが協議して定めた額により、これらの者に対し補償しなければならないこととする。

七 前項の協議が整わないときは、土地等の所有者又は関係人は、収用委員会に対し、裁決を申請することができることとする。

八 沖繩防衛施設局長は、使用期間が満了したときは、遅滞なく、土地等をその所有者に返還し、土地等の原状回復又はこれに代わる損失の補償を行なわなければならないこととする。